

## 電気通信工事における指導監督的な実務の経験について

H16.3.31 国総建発363号

国土交通省総合政策局建設課長から 各地方整備局建政部長あて

特定建設業の許可を受けるために必要とされる営業所に専任で置く技術者及び特定建設業者が工事を施工する際に工事現場に置く監理技術者については、一定の試験に合格した者又は建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号ロに規定する「許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者」等でなければならないものとされている。

電気通信工事業に係る建設工事の内容等については、「建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容(昭和47年建設省告示350号)」及び「建設業法の一部を改正する法律の施行及び運用について(昭和47年3月18日付建設省経建発第46号)」別表等により示してきたところであるが、これらにおいて、既に設置された電気通信設備を改修、修繕又は補修する工事の取扱いは必ずしも明確でなかった。

この点について、今般、これらの工事についても電気通信工事の内容に含まれることを明確にし、これにより、これらの工事(工事1件あたりの請負代金の額が4,500万円以上のものに限る。)に係る指導監督的な実務の経験を有する者についても、建設業法第15条第2号ロに規定する「指導監督的な実務の経験を有する者」であるものとして統一的な運用を図ることとするので、事務執行に遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は電気通信工事の内容には含まれないので留意されたい。